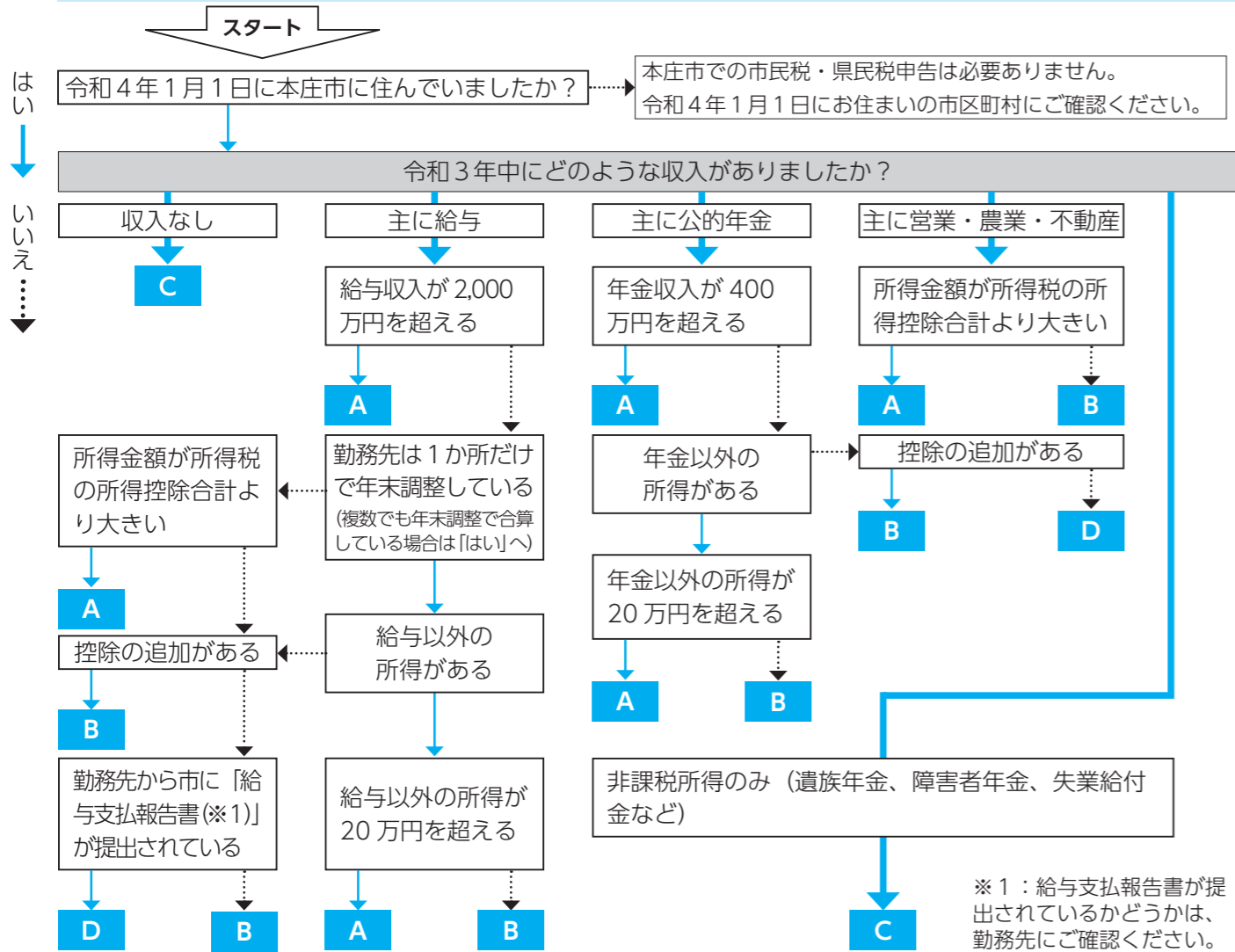


あなたの申告は所得税の確定申告？それとも市民税・県民税の申告？

フローチャートの質問に答えて、確認してみましょう！

次の①～⑪に該当する場合は税務署で確定申告が必要です(10ページ『本庄税務署からのお知らせ』をご覧ください)。該当しない場合はスタートから質問に答えて進んでください。

①青色申告をする	②令和2年分以前の確定申告をする
③死亡者の確定申告をする	④土地・建物・株式等の譲渡所得がある
⑤先物取引に係る雑所得等がある	⑥雑損控除を受ける
⑦住宅借入金等特別控除を受ける(初年度)	⑧山林所得がある
⑨災害減免を受ける	⑩外国税額控除を受ける
⑪外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける	



※1: 給与支払報告書が提出されているかどうかは、勤務先にご確認ください。

A	所得税の確定申告が必要	市民税・県民税の申告は必要ありません。
B	市民税・県民税の申告が必要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	市民税・県民税の申告が必要な場合あり	次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。 ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ②後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主 ③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ④市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く) ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ⑥所得・課税証明書が必要な方 ※『収入がない旨の申告』に限り、申告受付期間前でも課税課(市役所1階)で受け付けます(2月14日(月)以降は申告会場での受け付けとなります)。
D	申告は不要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

受付期間
2/14(月)
▼
3/15(火)

市民税・県民税

申告受付が始まります

申告は期限内に正しく行いましょう。会場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行います。申告を受け付けますので、ご協力をお願いします。
★課税課 ☎25-11123 (所得税については、本庄税務署 ☎22-21111)

令和4年度市民税・県民税申告と令和3年分所得税の確定申告の申告受付を行います(所得税の確定申告は還付申告などの簡易な申告のみ)。なお、会場の混雑緩和のため、地区ごとに申告相談の指定日を設定しています(10ページ参照)。また、午前中は混雑が予想されますので、混雑を避けてお越しください。

ご自身の必要な申告については、9ページのフローチャートでご確認ください。

申告時に必要なもの

①マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認のできるもの(運転免許証など)

※詳しくは、10ページ参照。
配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、その方のマイナンバーを確認できるものも必要になります。
なお、次の方は扶養控除等の対象とすることができません。
・年間の所得が48万円を超える方
・他の人の扶養控除等の対象となっている方

②所得がわかるもの

・給与所得、年金所得▼源泉徴収票
・事業所得(営業、農業)、不動産所得▼事前に収支計算を済ませた収支内訳書
・配当所得、一時所得、雑所得▼年間取引報告書等、支払調書

③各種控除を証明できるもの

・社会保険料控除▼国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの領収書または支払証明書
・生命保険料控除、地震保険料控除▼控除証明書
・寄附金控除▼領収書または支払証明書

・医療費控除▼医療費控除の明細書(事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計して明細書を作成)※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。

例 健康診断等の結果通知表やインフルエンザ予防接種の領収書等
・障害者控除▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

④所得税の還付を受ける方は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

申告は期限内に

申告は3月15日(火)までに済ませるようお願いいたします。期限内に申告がお済みでない方は、令和4年度(令和3年分)所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。

市民税・県民税申告書は郵送で提出できます

市民税・県民税申告書は、課税課(市役所1階)、支所市民福祉課(アスパアこだま1階)、はにぼんプラザ、セルディ、図書館本館、各公民館及び市HPで配付しています。市民税・県民税申告書の書き方を参考に作成して郵送で提出すると、申告会場へ出向く必要がなくなります。

介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について

介護保険の要介護認定(要介護2から5)を受けている方は、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、市が発行する障害者控除対象者認定書(認定書)を添付することで、障害者控除が受けられます。

初めて認定書の発行を受ける際には申請が必要です。

対象 基準日(令和3年12月31日)時点ですべて要介護2から5までのいずれかの認定を受けている65歳以上の方

※対象者が死亡した場合は、死亡日が基準日。

申請方法 本人または代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記の窓口へ

※令和3年中に令和2年分の認定書の発行を申請した方には、令和3年分の認定書を1月下旬に送付しましたので再度の申請は不要です。

★介護保険課(市役所1階)
支所市民福祉課(アスパアこだま1階) ☎72-1333